

第 51 回 知的財産管理技能検定

1 級 実技試験

ブランド専門業務

(はじめに)

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2025年1月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

Part I

日本のアパレル企業X社は、商品Aの米国をはじめとした海外展開を検討している。X社の商標担当者甲は、海外各国での商標の権利化について検討している。問1～問2に答えなさい。

問1

甲は、米国における商標の権利化について検討している。甲の発言(1)～(3)について、(イ)内在する課題(問題点)があるかないか、(ロ)その理由を検討しなさい。

- (1) 「米国では、連邦商標登録だけでなく、各州でも商標登録を行うことができます。」
- (2) 「米国において商標権を確立するためには、通常取引において、その商標を誠実かつ真正に使用する必要があります。例えば、商品の場合は、商品の宣伝広告資料やカタログ、請求書などにその商標が使われていれば十分です。」
- (3) 「連邦商標登録出願においては現実の使用や使用意思など出願の基礎が要求されます。日本の商標登録を基礎とすることもできますが、この場合、登録許可通知を受けた後、登録時に使用証拠の提出をしなければならないので注意が必要です。」

問2

甲は、米国以外の世界各国に進出することも見据えて、マドリッド・プロトコル（マドリッド協定の議定書。以下、「マドプロ」という。）による商標の国際登録出願についても検討している。甲の発言（１）～（３）について、（イ）内在する課題（問題点）があるかないか、（ロ）その理由を検討しなさい。

- （１） 「日本の商標登録を基礎として国際登録出願することを検討しています。この場合、基礎となる日本の商標登録と国際登録出願においては、商標及び商品ともに完全同一であることが要求されますので、国際登録出願において指定商品の記載を基礎登録の記載から変更することができる場合はないので、日本の商標登録出願の際に慎重に検討する必要があります。」
- （２） 「事後指定により追加した指定国における商標権の存続期間は、事後指定日から１０年です。」
- （３） 「W I P O国際事務局での審査が完了すると、国際登録に関する全情報の記録簿である『国際登録簿』に記録され、『国際登録証（CERTIFICATE OF REGISTRATION）』が送付されます。この時点で各指定国における権利保護が開始します。」

Part II

スキースポーツの振興を主な目的として設立された団体X協会が商標登録出願（以下、「本件出願」という。）をしたところ、特許庁から拒絶理由通知が届いた。X協会の知的財産部門の職員甲は、本件拒絶理由通知への対応について検討している。なお、引用商標の商標権者Y協会は、知的財産権に関する調査研究活動及び立法に関する提言を行う団体である。問3～問5に答えなさい。

拒絶理由通知書

商標登録出願の番号	商願2025-●●●●●●●●号
起案日	令和7年9月1日
特許庁審査官	●●●●
適用条文	第3条第1項柱書、第4条第1項第11号

この商標登録出願については、商標登録をすることができない次の理由がありますので、商標法第15条の2（又は同法第15条の3第1項）に基づきその理由を通知します。

これについて意見があれば、この書面発送の日から40日以内に意見書を提出してください。なお、意見書の提出があったときは、商標登録の可否について再度審査することになります。

理由1

■第3条第1項柱書（使用についての疑義）

商標法第3条第1項柱書により商標登録を受けることができる商標は、現在使用をしているもの又は近い将来使用をするものと解されます。しかし、この商標登録出願は、役務「衣料品・飲食物品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」を指定しているところ、これは一般的に百貨店、総合スーパー、総合商社等の事業に関するものですが、職権による調査では、出願人がこれらの事業を経営している事実を見出すことができず、この商標登録出願において指定している小売等役務（商標法第2条第2項に規定する役務）は、全く業種が異なり、類似の関係にもないものであるため、このような状況の下では、出願人が出願に係る商標をこれらの指定した小売等役務のいずれにも使用しているか又は近い将来使用をするについて疑義があるといわざるを得ません。

したがって、この商標登録出願に係る商標は、商標法第3条第1項柱書の要件を具備しているといえることができません。

理由2

■第4条第1項第11号（先願に係る他人の登録商標）

この商標登録出願に係る商標は、下記の登録商標と同一又は類似であって、その商標登録に係る指定商品（指定役務）と同一又は類似の商品（役務）について使用するものですから、商標法第4条第1項第11号に該当します。

（次ページに続く）

(中略)

記

区分 引用N o .
第 4 1 類 1

引用N o . 引用商標一覧
1 登録第●●●●●●●●号 (商願 2 0 0 9 - ●●●●●●●●号)

(以下略)

また、本件出願及び引用商標の情報は以下のとおりである。

【本件出願】

出願日： 令和 7 年 2 月 1 4 日
出願番号： 商願 2 0 2 5 - ●●●●●●●●号

商標： *IP-Spur*

指定商品及び役務の区分及び内容：

第 3 5 類 衣料品・飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、運動用特殊衣服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、サングラスの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
(3 5 K 0 1 , 3 5 K 1 4 (2 4 C 0 1 , 2 4 C 0 4) , 3 5 K 1 7 (2 3 B 0 1))
第 4 1 類 スキーの教授、スキー競技会の企画・運営 (4 1 A 0 1 , 4 1 F 0 1)

【引用商標】

出願日： 平成 2 1 年 9 月 1 4 日
出願番号： 商願 2 0 0 9 - ●●●●●●●●号
登録日： 平成 2 2 年 2 月 2 0 日
登録番号： 第●●●●●●●●号
商標： i p シュプール

指定商品及び役務の区分及び内容：

第 4 1 類 知的財産権に関する知識の教授 (4 1 A 0 1)
商標権者： Y 協会

問3

理由1への対応についての職員甲の発言(1)～(3)について、(イ)内在する課題(問題点)があるかないか、(ロ)その理由を検討しなさい。

- (1) 「指定した小売等役務のうち、『衣料品・飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供』については、取扱商品が衣食住の広範囲に及ぶため、今後わが協会がこのような事業を行うことは想定されませんが、とりあえず、使用意思に関する証明書を提出することにより、拒絶理由を回避しておけばよいでしょう。」
- (2) 「指定した小売等役務のうち、『運動用特殊衣服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、サングラスの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供』については現在使用中であることから、その使用を証明する書面を提出すれば、これらの役務についての拒絶理由は解消できるでしょう。」
- (3) 「指定した小売等役務のうち、『衣料品・飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供』については当面使用する予定もないため削除することで対応せざるを得ないでしょう。一方で、『運動用特殊衣服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、サングラスの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供』については、類似の小売等役務と判断されるので、特に対応しなくとも登録されます。」

問4

理由2への対応に関する職員甲の考え(1)～(3)について、(イ)内在する課題(問題点)があるかないか、(ロ)その理由を検討しなさい。

- (1) 本願商標と引用商標の差異は、単に「シュプール」の語がアルファベットかカタカナかの違いに過ぎず、互いの称呼は同一であるため、商標非類似を主張する意見書の提出により理由2の拒絶理由を解消できる余地はない。
- (2) 引用商標の権利者であるY協会は、もはや引用商標の使用をしておらず、使用しなくなってから少なくとも3年以上経過しているようである。そのため、その旨を意見書で主張することにより、理由2の拒絶理由の解消を図ることができる。
- (3) 抵触する役務は「スキーの教授」のみであり、引用商標に係る指定役務「知的財産権に関する知識の教授」とは、互いの役務が誤認される可能性は低いため、引用商標権者であるY協会から引用商標の指定役務と本願商標の指定役務が類似しない旨の陳述書を取得して、それを提出するとともに役務の取引の実情を意見書において主張することで理由2の拒絶理由の解消を図ることができる場合がある。

問5

X協会では、Y協会から本願について商標登録を受けることの承諾を得て、それにより理由2の解消を図ろうと検討がなされている。職員甲の考え(1)～(3)について、(イ)内在する課題(問題点)があるかないか、(ロ)その理由を検討しなさい。

- (1) 引用商標権者からの承諾により商標登録を受けるためには、引用商標権者からその旨の承諾書を取得し、それに加えて「混同を生ずるおそれがない」ことを明らかにする資料の提出が求められる。
- (2) 「混同を生ずるおそれがない」ことの判断は、査定時を基準として査定時現在の混同の有無から判断すれば足りる。
- (3) 引用商標権者からの承諾により商標登録を受けるにあたって意見書の提出は必須ではない。

【1級実技(筆記試験)】

番号 正解

Part I

- | | | | | |
|----|-----|---------------|----|---|
| 問1 | (1) | 内在する課題(問題点)が「 | ない | 」 |
| | (2) | 内在する課題(問題点)が「 | ある | 」 |
| | (3) | 内在する課題(問題点)が「 | ある | 」 |
| 問2 | (1) | 内在する課題(問題点)が「 | ある | 」 |
| | (2) | 内在する課題(問題点)が「 | ある | 」 |
| | (3) | 内在する課題(問題点)が「 | ある | 」 |

Part II

- | | | | | |
|----|-----|---------------|----|---|
| 問3 | (1) | 内在する課題(問題点)が「 | ある | 」 |
| | (2) | 内在する課題(問題点)が「 | ない | 」 |
| | (3) | 内在する課題(問題点)が「 | ある | 」 |
| 問4 | (1) | 内在する課題(問題点)が「 | ある | 」 |
| | (2) | 内在する課題(問題点)が「 | ある | 」 |
| | (3) | 内在する課題(問題点)が「 | ない | 」 |
| 問5 | (1) | 内在する課題(問題点)が「 | ない | 」 |
| | (2) | 内在する課題(問題点)が「 | ある | 」 |
| | (3) | 内在する課題(問題点)が「 | ない | 」 |